

# 白老町ケアマネジメントに関する基本方針

令和3年10月

## 1. 策定の趣旨

平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組が全国で実施されるよう、取組が制度化されている。これを受けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、保険者と介護支援専門員で理念の共有を図り、より良い介護保険事業の運営を目指すために、本基本方針を作成するものである。

## 2. 介護保険法の理念

介護保険法では、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することを基本理念としている（介護保険法第1条）

また、保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行わなければならないこと、保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならないとされている。

## 3. ケアマネジメントに関する基本方針

### (1) 自立した日常生活の支援

ケアマネジメントは、要介護状態となっても、その被保険者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

「自立した生活」とは、住み慣れた居宅等や地域で、自分で選択し決定することが当たり前に行える生活のことをいう。したがって、単に介護サービスを不要とすることを自立とするのではなく、個別のニーズに合わせた介護予防や重度化防止に資するサービスの提供、地域資源の有効活用等で、在宅生活の限界点を引き上げるといった生活の質の向上を目指した支援をすること。

### (2) 利用者の選択に基づく多様なサービスの提供

ケアマネジメントは、利用者の状況や環境等に応じて、限られた資源の中でも適切な保健・医療・福祉サービスが総合的・効率的に、被保険者の選択で提供されるよう配慮すること。

利用者の選択とは、被保険者が今ある機能を維持し、重度化を防止するため

に必要な情報を得た上での選択を意味する。必ずしも、被保険者の希望を全て受け入れることではない。そのため、被保険者やその家族の希望が実際の状態と乖離した意向があり、自立を阻害する可能性がある場合には、専門的な知見から丁寧な説明が必要となる場合がある。

### **(3) 尊厳の保持、公正中立の視点**

利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に寄り添い、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立にケアマネジメントを行うこと。

### **(4) 関係機関との連携・多職種との協働**

ケアマネジメントの提供にあたっては、保険者や地域包括支援センター、サービス提供事業者、住民による自主的な活動等、地域における様々な関係者・関係機関との連携に努める必要がある。

利用者の自立支援を実現していくためには、介護支援専門員の力だけでなく、高齢者支援に関わる様々な職種との連携・協働が求められることを念頭に、利用者に対するチームアプローチ（多職種連携）や地域ケア会議等において、専門職の意思統一を図り、効果的な支援につなげることを意識すること。